

最近内務省に於ける路政關係行政處分例

◎土木地方債許可概要

許可月日	許可額	目的	團體名	道府縣
四月十五日	三〇、〇〇〇	縣道改修費分擔金	清水町	高知縣
四月十七日	一〇、〇六九、五〇〇	都市計畫下水道事業費	大阪市	大阪府
四月二十日	五、四〇〇	河川改修費負擔金	中郷村	鳥取縣
五月一日	二八、八〇〇	下水道並樋管工事費	吹田町	大阪府
四月二十日	七、五〇〇	河川改修費負擔金	中郷村	鳥取縣
五月一日	三八、〇〇〇	上水道施設費	藤原町	栃木縣
五月三日	五〇〇	河川改修費負擔金	藤田村	岡山縣
"	三、〇〇〇	用水復舊費負擔金	大島村 三ヶ町組合 外	富山縣
"	六二、〇〇〇	用排水改良工事費	倉吉町	鳥取縣
"	二、二〇〇	災害土木改良費負擔金	江尾村	鳥取縣
"	九、〇〇〇	東北振興用水路改良工事費	長瀬川堰 普通水利組合	福島縣

M M 生

法 令

五月五日	一、五〇〇	用水路付替費	不入岡堰	天津村	鳥取縣
"	八、三〇〇	"	"	"	"
"	六、〇〇〇	"	"	"	"
"	五、八〇〇	河川改修費負擔金	普通水利組合	西鄉村	鳥取縣
"	五、〇〇〇	橋梁架替費負擔金	普通水利組合	輪王寺堰	鳥取縣
"	五、〇〇〇	國道改修費分擔金	普通水利組合	普通水利組合	鳥取縣
"	一、六〇〇	村道建設事業費	普通水利組合	普通水利組合	鳥取縣
五月四日	一四、七〇〇	用水改良費負擔金	普通水利組合	普通水利組合	鳥取縣
"	二、七〇〇	"	普通水利組合	普通水利組合	鳥取縣
"	九、〇〇〇	縣道改修費負擔金	普通水利組合	普通水利組合	鳥取縣
"	二五、〇〇〇	府縣道改良費負擔金	普通水利組合	普通水利組合	鳥取縣
"	三三、〇〇〇	港灣修築費負擔金	普通水利組合	普通水利組合	鳥取縣
五月六日	三一、六〇〇	港灣修築費負擔金	普通水利組合	普通水利組合	鳥取縣
"	四、〇〇〇	河川改修費負擔金	普通水利組合	普通水利組合	鳥取縣
"	一〇、〇〇〇	用排水改良費分擔金	普通水利組合	普通水利組合	鳥取縣
"	三二、九〇〇	河川改修潰地買收費	普通水利組合	普通水利組合	鳥取縣

五月七日	五〇一、九〇〇	河川改修費負擔金	日置村	〃
〃	八〇〇	〃	法勝手村	〃
〃	二、四〇〇	〃	田河津村	岩手縣
〃	七、一〇〇	町村道改修費	古川町	宮城縣
〃	一五、〇〇〇	上水道布設費	松山町	〃
〃	六、〇〇〇	橋梁改築費負擔金	不動堂村	〃
〃	四、二〇〇	〃	昭和市	奈良縣
〃	二〇、〇〇〇	道路新設費	延岡市	宮崎縣
〃	三四、七〇〇	道路工事費負擔金	清水村	鹿兒島縣
〃	八、〇〇〇	道路開設費	福井縣	〃
五月七日	五〇一、九〇〇	災害土木復舊費	八束村	高知縣
〃	一、五〇〇	河川改修費負擔金	東山村	〃
〃	一、七〇〇	〃	細田村	宮崎縣
〃	九、〇〇〇	道路改修費	茨城縣	〃
〃	二五、五〇〇	港灣修築費	高岡村外三ヶ村	長崎縣
〃	二、〇〇〇	府縣道改修費負擔金	土木事務組合	〃
〃	六、〇〇〇	橋梁架設費	下呂町	岐阜縣
五月十日	二八、五〇〇	市道及橋梁改修費	防府市	山口縣
五月十二日	二五、〇〇〇	用排水改良費寄附金	鹿乘川惡水 普通水利組合	愛知縣

◎内務省告示第二百七十八號

國道四號路線ノ一部ヲ變更シ大正九年四月内務省告示第二十八號中「福島市」ノ次ニ「宮城縣柴田郡船岡村」ヲ加フ
 昭和十二年四月十九日

内務大臣 河原田 稼吉

◎内務省告示第二百八十七號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ハ改築ヲ爲スヘキ國道ノ路線名、區間及工事開始ノ期日左ノ如シ

昭和十二年四月二十一日

内務大臣 河原田 稼吉

路線名	區間	工事開始ノ期日
五 號	自青森縣南津輕郡藤崎町至同縣同郡十二里村	昭和十二年四月二十二日
四 號	自岩手縣紫波郡赤石村至同縣同郡古館村	同
四 號	自宮城縣仙臺市荒卷至同縣同市北根	同

法令

四 號	自福島縣信夫郡金谷川村至同縣同郡杉妻村	同
十 號	自山形縣飽海郡高瀨村至同縣同郡吹浦村	同
一 號	自神奈川縣足柄下郡湯本町至同縣同郡柳津村	同
十二 號	自岐阜縣羽島郡松枝村至同縣同郡柳津村	同
十五 號	自和歌山縣伊都郡高野口村至同縣同郡妙寺町	同
二十二 號	自香川縣木田郡古高松村至同縣同郡牟禮村	同
三 號	自福岡縣築上郡椎田町至同縣同郡西角田村	同
三十三 號	自長崎縣佐世保市常盤町至同縣同市松浦町	同
三 號	大分縣大分郡八幡村地内	同

◎内務省告示第三百二十三號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ハ改築ヲ爲スヘキ國道ノ路線名、區間及工事開始ノ期日左ノ如シ

昭和十二年四月二十八日

内務大臣 河原田 稼吉

二七五

道路の改良 第十九卷 第六號

路線名	區	間	工事開始ノ期日
六號	自茨城縣東茨城郡藤岡村	至同 縣水戸市銀杏町	昭和十二年四月三十日
四號	自栃木縣河内郡雀宮村	至同 縣宇都宮市花房町	同
八號	自神奈川縣津久井郡小淵村	至山梨縣北都留郡上野原町	同
十號	自長野縣埴科郡中之條村	至同 縣同 郡坂城町	同
十八號	自島根縣八束郡竹矢村	至同 縣松江津田町	同
一號	自静岡縣濱松市淺田町	至同 縣濱名郡新居町	同
一號	自静岡縣濱名郡新居町	至愛知縣豐橋市岩屋町	同
一號	自三重縣三重郡羽津村	至同 縣津市上濱町	同
二號	自兵庫縣飾磨郡花田村	至同 縣姫路市東郷町	同
二號	自兵庫縣飾磨郡花田村	至同 縣揖保郡揖保村	同
十二號	自滋賀縣伊香郡木之本町	至福井縣敦賀市津内	同
十五號	自京都府久世郡慎島村	至同 府相樂郡木津町	同
二十五號	自佐賀縣佐賀市赤松町地内	至同 縣杵臼郡武雄町	同

◎内務省告示第三百三十七號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ハ
 改築ヲ爲スヘキ國道ノ路線名、區間及工事開始ノ期日左ノ
 如シ

昭和十二年五月三日

内務大臣 河原田 稼吉

路線名	區	間	工事開始ノ期日
四號	自岩手縣盛岡市大字仁王	至同 縣同 市大字下厨川	昭和十二年五月四日
四號	自宮城縣柴田郡鷲岡村	至同 縣同 郡槻木町	同
六號	自福島縣石城郡錦村	至同 縣同 郡植田町	同
五號	自秋田縣雄勝郡小野村	至同 縣同 郡須川村	同
二十四號	自愛媛縣新居郡西條町	至同 縣同 郡神戸村	同

◎内務省告示第三百五十五號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ハ
 改築ヲ爲シタル國道ニシテ工事ノ終了シタルモノ左ノ如シ

昭和十二年五月十日

内務大臣 河原田 稼吉

路線名	區	開	工事終了ノ期日	號	起業地	認定月日
二號	自兵庫縣姫路市神屋町 至同縣同市下寺町		昭和十二年三月三十日	二號	自福岡縣糟屋郡香椎村大字唐原 至同縣同郡多々良村大字名島	昭和十二年二月十七日
二號	自岡山縣都窪郡中庄村大字中庄 至同縣倉敷市昭和町		昭和十二年二月二十六日	三號	自福岡縣築上郡西角田村大字有安 至同縣同郡角田村大字松江	昭和十二年三月十二日
二號	山口縣厚狹郡厚狹町 大字厚狹地内		昭和十二年三月三十一日	五號	自福島縣管夫郡中野村 至山形縣南置賜郡萬世村大字梓山	昭和十二年三月三十一日
				十號	自山形縣酒田市西川原 至同縣同市本町三丁目	昭和十二年一月二十日
				十號	自長野縣埴科郡戸倉村 至同縣同郡杭瀬下村	昭和十一年十二月三十一日
					但シ坂城町、戸倉村堺ヨリ西七十米ノ區間ヲ除ク	

◎土地收用事業認定

土地收用事業認定にして官報に公告せられたるもの左の如し。

府縣名	起業者	事業種別	起業地名	認定月日
岩手	岩手縣下閉伊郡重茂村	港灣修築	岩手縣下閉伊郡重茂村地内	四、二二
岐阜	岐阜縣 縣	用水路及溜池新設	岐阜縣不破郡府中村地内	四、二四
山形	山形縣知事	河川改修	山形縣東田川郡本郷村地内	"
東京	東京府東京市長	道路改築	東京府東京市澁谷區代々木初臺町地内	"
東京	東京府東京市長	道路改築	東京府東京市澁谷區代々木初臺町、代々木山谷町地内	"
大阪	大阪府大阪市	學校建設	大阪府大阪市西成區梅通六丁目、梅南通六丁目地内	"
長野	長野縣西筑摩郡檜川村	學校建設	長野縣西筑摩郡檜川村地内	"
三重	關西急行電鐵株式會社	鐵道敷設	三重縣桑名市大字東方、播磨、東次上、福島地内	"
東京	東京府東京市長	道路改築	東京府東京市中野區新井町、上高田一丁目、昭和通三丁目地内	四、二六

長崎	長崎縣佐世保市長	道路	改良	長崎縣佐世保市清水町地内	〃
群馬	群馬縣知事	道路	改良	群馬縣吾妻郡長野原町地内	四、二八
群馬	群馬縣知事	橋梁	改良	群馬縣吾妻郡長野原町地内	〃
東京	東京府東京市長	道路	改良	東京府東京市荏原區戸越町地内	五、一
千葉	千葉縣東葛飾郡八柱村長	道路	改良	千葉縣東葛飾郡八柱村地内	五、三
愛知	愛知縣知事	道路	改良	愛知縣寶飯郡蒲郡町地内	五、五
愛知	愛知縣知事	道路	改良	愛知縣丹羽郡古知野町地内	〃
岡山	岡山縣知事	道路	改良	岡山縣倉敷市新田、兒島郡藤戸町地内	〃
千葉	千葉縣知事	道路	改良	千葉縣千葉市會我野地内	五、一三
香川	香川縣知事	道路	改良	香川縣三豊郡詫間村地内	〃
廣島	廣島電氣株式會社	電氣	裝置	廣島縣山縣郡戸内町地内	〃

○自動車運輸事業

四月二十八日內務鐵道兩省の協議成立し、免許、不免許の決定せるもの左の如し。(特に示さざるものは旅客運輸)

道府縣	區	間	申請者	免許別
北海道		樺戸郡新十津川村、濱益村間	瀧川自動車運輸株式會社	免許
青森		三戸郡大館村、階上村間外一線	長谷川與助	〃
〃		中澤村、八戸市間	合資會社大慶商店	〃
〃		川内村、上長苗代村間	五戸鐵道株式會社	〃
岩手		江刺郡岩谷堂町、上閉伊郡遠野町間(延長)	膽江自動車株式會社	不免許

千葉

八生村、安食町間 (延長)

成田自動車株式會社

不免許

豐住村龍臺、安食町間 (延長)

同

不免許

六合村地内 (延長)

同

不免許

香取町、八都村間 (延長)

成田鐵道株式會社

不免許

神里村、香取町間 (延長)

增田耕作

不免許

大總村、豐岡村間 (延長)

成田自動車株式會社

不免許

東城村、萬歳村間 (延長)

宮本兼吉

不免許

都村鎌池、京成千葉驛間 (延長)

四街道自動車株式會社

不免許

都村貝塚、下志津飛行學校前間 (延長)

千葉市街自動車株式會社

不免許

小瀧合一丁目、上高田一丁目間 (延長)

關東乗合自動車株式會社

不免許

西落合一丁目、中野驛間 (新規)

新宿乗合自動車株式會社

不免許

江古田四丁目、昭和通一丁目間 (延長)

西武鐵道株式會社

不免許

練馬南町、昭和通一丁目間 (延長)

池袋乗合自動車株式會社

不免許

上高田二丁目、茂呂町間 (新規)

大都乗合自動車株式會社

不免許

昭和通一丁目、茂呂町間 (新規)

大和乗合自動車株式會社

不免許

中井驛、東長崎驛間 (新規)

西武鐵道株式會社

不免許

小瀧橋、東中野驛外一線 (延長)

東京市

小瀧橋、東中野驛間免許他へ不免許

同 右 (新規)

西武鐵道株式會社

不免許

同 右 (延長)

東京乗合自動車株式會社

不免許

小瀧町、上高田一丁目間 (延長)

同

不免許

神奈川	小瀧町、東中野驛間外一線	(延長)	關東乗合自動車株式會社	免
"	落合火葬場、東中野驛間	(新規)	大都乗合自動車株式會社	"
"	高田馬場驛、中野驛間	(新規)	戶塚乗合自動車會社	"
"	上高田一丁目、宮園通一丁目間	(延長)	東京橫濱電鐵株式會社	"
"	上高田一丁目、西落合二丁目間	(延長)	關東乗合自動車株式會社	"
"	板橋區大谷口町、東中野驛間	(新規)	千川自動車株式會社發起人	"
"	東中野驛前下落合中井驛間	(新規)	中島利治外三名	"
"	板橋町四丁目、昭利通間	(新規)	岩崎新太郎外六名	"
"	山北町、松田町間	(延長)	清水自動車會社	免
"	同 右	(延長)	足柄自動車株式會社	不免
"	逗子町地内	(延長)	鎌倉合同乗合自動車株式會社	許
"	橫濱市內	(延長)	橫濱市	"
"	川崎市池田町、古川通間	(延長)	京濱電氣鐵道株式會社	"
"	二宮町、秦野町間	(貨物新規)	湘南軌道株式會社	"
新潟	見附町、葛卷村間	(延長)	大坪自動車株式會社	"
富山	魚津町、下野方村間	(延長)	富山電鐵自動車株式會社	"
石川	瀨領、粟津間	(延長)	森 剛 吉	不免
福井	東郷村、上文珠村間	(延長)	福井自動車株式會社	免
"	和田村、上文珠村間	(延長)	加藤 一 雄	不免
長野	松本市內	(延長)	上松自動車株式會社	免

法

令

愛知	岐阜																		
知	阜																		
日進村地内	名古屋市内	柿野地内	富田村、蜂屋村間	菅沼、藤曲間	小山、須走間	須走、吉久保間	熱海町地内	岡右	大宮町、富士根村間	静岡市内	静岡市内	松尾村、上溝村間	光寺村、上郷村間外一線	同右外一線	小諸町、輕井澤町間	小諸町、小沼村外一線	和田村地内	御代田村、小諸町間	三岡村、御代田村間
(延長)	(延長)	(延長)	(延長)	(延長)	(新規)	(延長)	(延長)	(延長)	(延長)	(延長)	(延長)	(延長)	(延長)	(新規)	(延長)	(延長)	(貨物延長)	(延長)	(延長)
城東乗合自動車株式會社	田代自動車株式會社	名古屋市	笠原鐵道株式會社	武儀自動車株式會社	富士自動車株式會社	勝又昇三	富士山麓電氣鐵道株式會社	富士箱根自動車株式會社	富士山麓電氣鐵道株式會社	石川佐重	駿遠自動車株式會社	南信自動車株式會社	伊那電氣鐵道株式會社	小諸自動車株式會社	佐久自動車株式會社	小池自動車株式會社	萩原忠雄	小池自動車株式會社	佐久自動車株式會社
〃	〃	〃	〃	〃	免許	不免許	〃	免許	不免許	〃	〃	〃	免許	〃	不免許	〃	〃	免許	不免許

京	大	兵	奈	和		岡			廣	山	德	法								
都	阪	庫	良	歌		山			島	口	島									
小原村、柿野間	花背村、黒田村間外一線	高槻町地内	右外三線	鴨庄村、細見村間	佐治町、神樂村間	中龍門地内	瀬戸鈴山村地内	貴志村、木本村間	和歌山市内	太地町地内	弓削町、勝田町間	玉島町地内	同右	高松町内原古才、和井元間	加計町、中野村間	日良居村、家室西方村間	加茂町、新居村間	佐古町地内外二線	沖洲町地内	徳島市西横町、西新町間
(延長)	(延長)	(延長)	(延長)	(延長)	(延長)	(延長)	(延長)	(延長)	(延長)	(延長)	(延長)	(延長)	(延長)	(延長)	(延長)	(延長)	(延長)	(延長)	(延長)	(延長)

尾三自動車株式會社	鞍馬自動車株式會社	京阪自動車株式會社	寺本安太郎	柏原自動車株式會社	同	大阪電氣軌道株式會社	明光バス株式會社	加大電氣鐵道株式會社	和歌山合同バス株式會社	山上作太郎	山陽自動車株式會社	備讚聯絡自動車株式會社	合資會社玉倉モーターバス	山陽自動車株式會社	太田自動車株式會社	大島自動車株式會社	徳島市街自動車株式會社	徳島市	同	株式會社阿波自動車商會
免許	免許	免許	免許	免許	免許	免許	免許	免許	免許	免許	免許	免許	免許	免許	免許	免許	免許	免許	免許	免許

香川	西平山町地内	(延長)	琴平參宮電鐵株式會社	免	
福岡	姬濱町地内	(延長)	福岡電車株式會社	免	
	東山村、水田村間	(延長)	矢ヶ部伊之助	免	
	高宮新町、屋形原町	(延長)	赤坂 猛	免	
	比惠新町地内外一線	(延長)	福岡バス株式會社	免	
	野間、柏原間	(延長)	同	免	
	上吳服町、海岸通間	(延長)	同	免	
	海岸通、馬場新町間	(新規)	博多海運株式會社	免	許
佐賀	神野町、嘉瀬村間外三線	(讓渡)	右近藤次、佐賀市	免	許
	東興賀村、興賀町間	(讓渡)	右近ハツヨ、佐賀市	免	許
長崎	飽ノ浦町、竹ノ久保町間	(延長)	中山 八郎	免	許
熊本	熊本市内二線	(延長)	熊本市	免	許
	上村、佐田村間	(延長)	宜保 徳昌	免	許
大分	大分市大字大分地内	(延長)	別府大分電鐵株式會社	免	許
	長谷川村地内	(延長)	山田 春馬	免	許
宮崎	粟野名、川島間	(變更)	日ノ丸自動車株式會社	免	許
	市木村地内	(延長)	山中 義宗	免	許
	覆原村、大東驛間	(延長)	河野 寛平	免	許
	笠利村地内	(延長)	赫 助 熊	免	許
鹿兒島	田淵、柳間	(延長)	三洲自動車合資會社	免	許
沖繩	讀谷村地内	(延長)	島袋 盛春	免	許

○軌道法に依る申請に對する處分

北海道

○士別軌道 軌道運輸營業休止許可

士別軌道株式會社申請に係る昭和十一年十一月二十八日より同十二年四月三十日迄積雪多量の爲運輸營業を休止するの件は五月三日監第一五六一號を以て内務鐵道兩大臣より許可ありたり。

東京府

○東京市營 假設物使用期限延期認可

東京市申請に係る廣尾橋停留場假設物使用期限を昭和十二年四月五日迄延期するの件は四月三十日監第一六一三號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○玉川電鐵 電動客車設計變更認可

玉川電氣鐵道株式會社申請に係る電動客車二二輛の構造を一部變更するの件は五月五日監第一六八五號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

法 令

山梨縣

○山梨電鐵 軌道抵當權設定認可(追加第五順位)

山梨電氣鐵道株式會社申請に係る所屬軌道中上石田、荒川橋間の軌道財團(昭和八年二月四日官報公告)の上にな田信託株式會社より借入れたる金參拾五萬圓の追加擔保として第五順位の抵當權を設定するの件は四月二十日監第一二九五號を以て内務鐵道及逓信三大臣より認可ありたり。

静岡縣

○静岡電鐵 線路及工事方法變更認可

静岡電氣鐵道株式會社申請に係る追手町線(應匠町、安西間)一杆四八〇、一杆四九四間線路を變更し、安西停留場配線を變更するの件は五月五日監第一三三三號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

愛知縣

○三河鐵道 軌道抵當證書記載事項並元利支拂豫算變更認可(第二、第三、第六順位)

法 令

三河鐵道株式會社申請に係る軌道抵當證書記載事項を左記の通り變更し、之に伴ひ元利支拂豫算を變更するの件は四月二十日監第一二九二號、同一二九三號、同一二九六號を以て内務鐵道及遞信三大臣より認可ありたり。

辨濟期限

利率

第二順位 昭和十二年五月二十五日 自昭和一一、五、二五 至 年七分二厘 右以降 五分

第三順位 同 自 至 七分三厘 右以降 五分

第六順位 昭和十五年九月二十五日 昭和一一、五、二六以後ニ於テハ當事者間ノ協定ニ依リ改定スルコトヲ得 五分

○三河鐵道軌道抵當證書記載事項並元利支拂豫算變更認可(第一、第五、第七、第八順位)

三河鐵道株式會社申請に係る軌道抵當證書記載事項中左記の通り變更し、之に伴ひ元利支拂豫算を變更するの件は四月二十六日監第一二九一號、同一二九四號、同一二九七號同一二九八號を以て、内務鐵道及遞信三大臣より認可ありたり。

辨濟期限

利率

第一順位 昭和十二年五月二十五日 自昭和一一、五、二五 至 年七分八厘 右以降 五分

第五順位 同 自 至 日歩一錢八厘 右以降 年五分

第七順位 同 自 至 五分五厘 右以降 五分

第八順位 同 同 前

○名古屋鐵道假設物使用期限延期認可

名古屋鐵道株式會社申請に係る土工用假設軌道平面交叉期限を昭和十三年十二月三十一日迄延期するの件は五月十二日監第一九七二號を以て内務鐵道兩大臣より認名ありたり。

京都府

○京都市營軌道工事分割施行認可

京都市申請に係る第三號線中西大路九條、九條大路大宮間一杆七四九の軌道工事施行の件は七月三十一日迄に着手し、十三年七月三十一日迄に竣功すべきものとして五月一

日監第一八三八號を以て、内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○京都市營 電氣工事方法變更認可

京都市申請に係る東九條變電所、軌道第二十號線間に地中饋電線路を新設するに因る電氣工事方法變更の件は五月四日監第一九〇七號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府

○大阪市營 軌道工事方法變更認可

大阪市申請に係る堺筋線中一部の五〇kgT型軌條を四五kgT型軌條に、道床を砂利構造に、軌道面を敷石鋪裝と爲すに因る軌道工事方法變更の件は四月二十日監第一三四〇號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○大阪市營 軌道工事方法變更認可

大阪市申請に係る西道頓堀天王寺線中一部中央柱を側柱に變更するの件は四月二十日監第一三五八號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

法 令

○大阪市營 假設工事施行認可

大阪市申請に係る阪神電鐵大阪驛前延長線工事施行に必要なる假線（延長四九九米）敷設の件は使用期限を昭和十四年四月二十五日迄とし四月二十六日第一四八八號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○大阪市營 停留場特別設計許可

大阪市申請に係る東西線玉造橋改築に伴ひ玉造停留場縦斷勾配は千分の二十となるを以て該停留場特別設計の件は五月三日監第一三四一號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○大阪市營 軌道工事方法變更認可

大阪市申請に係る九條高津線中一部道床を砂利敷とし、軌道面を敷石鋪裝となし、軌條接續方法を繼目板及ボルトとなすに因る軌道工事方法變更の件は五月五日監第一五三三號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○大阪市營 軌道一部運輸營業休止期間延期

許可

二八七

大阪市申請に係る松島、恩加島町線中大運橋通、木津川運河間軌道運輸休止期間を昭和十二年七月三十一迄延期するの件は五月六日監第一七四五號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○阪神急行電鐵 電動貨車設計變更認可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る電動貨車設計變更の件は五月十日監第一八七八號を以て内務鐵道兩大臣より認可あり。

○南海鐵道 停留場設計變更認可

南海鐵道株式會社申請に係る阪堺線大濱支線龍神停留場設計變更の件は五月十二日監第一八七九號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○大阪市營 線路及工事方法變更認可並車體

外有效幅員特別設計許可

大阪市申請に係る松島、南恩加島町線々路を短縮し、軌道中心間隔を縮少するに依る線路及軌道工事方法變更の件並車體外有效幅員特別設計の件は五月十二日監第一六三七

號を以て内務鐵道兩大臣より認可並許可ありたり。
兵庫縣

○阪神電鐵電動客車設計變更認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る發動客車設計變更の件は四月三十日監第一四五八號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○阪神急行電鐵 停留場工事方法變更認可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る神戸停留場乗降場床下「フラット・スラブ」式鐵筋混凝土構造物の一部を變更するの件は五月五日監第一六一一號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○阪神電鐵 停留場特別設計許可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る國道線中、大物北口、森、田中各停留場勾配特別設計の件は五月八日監第一九四一號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○阪神電鐵 電氣工事方法變更認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る東明變電所位置變更、

送電線路及饋電線路の一部を變更するに因る電気工事方法變更の件は五月十一日監第一九六五號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○山陽電鐵 假設物使用期限延期認可

山陽電氣鐵道株式會社申請に係る一ノ谷境川間假設物(假線)使用期限を昭和十三年十一月十三日迄延期するの件は五月十四日監第一七九七號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○山陽電鐵 線路及工事方法變更認可

山陽電氣鐵道株式會社申請に係る一ノ谷境川間併用軌道を新設軌道にし、同時に取付の關係上既認可工事方法の一部を變更し、須磨浦公園前停留場、境川操車所を新設する等に因る線路及工事方法變更の件は五月十四日監第一七九八號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

奈良縣

○大阪電軌 他鐵道所屬車輛直通運轉認可

大阪電氣軌道株式會社申請に係る參宮急行電鐵株式會社所屬車輛を八木樫原神宮前間に直通運轉するの件は團體列車に限る旨通牒を附し四月三十日監第一八〇二號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

法 令

○大阪電軌 停留場設計變更認可

大阪電氣軌道株式會社申請に係る八木、櫻井線接續點に互線を新設するに因る停留場設計變更の件は五月三日監第一六一二號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

高知縣

○高知縣知事 土佐電氣所屬軌道敷一部鋪裝工事代執行認可

高知縣知事申請に係る府縣道高知德島線路面改良鋪裝工事(昭和十一年度國庫補助工事)と同時に施行すべき土佐電氣株式會社所屬軌道中高知市寶永町字折越、同市知寄町三丁目間及長岡郡長岡村東崎、同郡後免町南田間鋪裝工事を道路管理者をして執行せしむるの件は三月三十一日付監第一六八七號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

熊本縣

○熊本市營 線路及工事方法變更認可

熊本市申請に係る水前寺線中一部併用單線區間を複線並に新設複線に變更し、曲線半徑を變更するに因る線路及工事方法變更の件は五月一日監第一六八六號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。